

総室発第84号
令和2年12月9日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更内容

昭和40年3月30日付40原第822号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた東海発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 廃止措置計画で定める性能維持施設の削除に関わる変更

廃止措置の進捗に伴い恒久停止となる設備について、廃止措置計画で定める性能維持施設から削除することに伴い、東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の関連条文の変更を行う。

- ・第21条（放射性固体廃棄物の管理）
- ・第23条（放射性気体廃棄物の管理）

(2) 原子炉領域の解体の禁止の条文削除

原子炉領域の解体の禁止については、廃止措置計画に定めた工程により担保されているため、この条文を削除する。

- ・第11条（原子炉領域の解体の禁止）

(3) 廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更

工事の計画及び実施に関するプロセスについて保安規定に定め、具体的事項は下部規程に基づく手続きに変更する。

- ・第8条（委員会の審議事項）
- ・第12条（工事の計画及び実施）
- ・第52条（所員への保安教育）

(4) 安全貯蔵措置の変更

原子炉領域の解体撤去工事前に行われる安全貯蔵措置の具体的事項について、下部規程に基づく手続きに変更する。

- ・第13条（安全貯蔵措置）

(5) 施設管理計画に関する記録の採取及び保存の変更

「12. 記録の採取及び保存」について、他の条項で担保されているため削除する。

- ・第40条（施設管理計画）

(6) 廃止措置工事が東海第二発電所に影響を及ぼさないことの確認

工事計画の策定に当たり、東海第二発電所の主要な施設の機能に影響を及ぼさないことの確認を追加する。

- ・第12条（工事の計画及び実施）

(7) 記載の適正化

運用事項の反映等、記載の適正化を行う。

- ・第21条の2（放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等）
- ・第49条（応急措置）

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

(2) 第12条（工事の計画及び実施）第2項については，原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（平成26年5月20日付総室発第32号）の施行日から適用する。

以 上

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和40年 12月 6日	40 原第 4109 号
2	昭和42年 3月 4日	42 原第 193 号
3	昭和42年 5月 23日	42 原第 1955 号
4	昭和43年 8月 15日	43 原第 3958 号
5	昭和43年 9月 26日	43 原第 4712 号
6	昭和44年 8月 14日	44 原第 3627 号
7	昭和45年 12月 12日	45 原第 3493 号
8	昭和47年 3月 13日	47 原第 2011 号
9	昭和47年 12月 21日	47 原第 11161 号
10	昭和48年 6月 6日	48 原第 5291 号
11	昭和49年 8月 29日	49 原第 6889 号
12	昭和52年 10月 27日	52 安(原規)第290号
13	昭和52年 12月 20日	52 安(原規)第370号
14	昭和53年 11月 28日	53 安(原規)第346号
15	昭和54年 7月 10日	54 資庁第 8348 号
16	昭和56年 8月 20日	56 資庁第 10448 号
17	昭和56年 11月 24日	56 資庁第 13059 号
18	昭和57年 3月 19日	57 資庁第 3873 号
19	昭和57年 6月 18日	57 資庁第 7877 号
20	昭和57年 7月 31日	57 資庁第 10881 号
21	昭和58年 2月 8日	57 資庁第 19484 号
22	昭和58年 8月 29日	58 資庁第 11324 号
23	昭和59年 6月 27日	59 資庁第 7901 号
24	昭和60年 6月 24日	60 資庁第 8545 号
25	昭和61年 6月 19日	61 資庁第 8018 号
26	昭和62年 2月 14日	62 資庁第 1075 号
27	昭和63年 2月 4日	62 資庁第 16314 号
28	平成元年 3月 31日	元資庁第 3499 号
29	平成2年 3月 23日	2 資庁第 1878 号
30	平成3年 6月 25日	3 資庁第 6923 号
31	平成6年 2月 7日	5 資庁第 14236 号
32	平成6年 6月 14日	6 資庁第 6373 号
33	平成8年 6月 25日	8 資庁第 6661 号
34	平成9年 9月 11日	平成09・08・04 資第19号
35	平成10年 4月 13日	平成10・03・10 資第114号
36	平成12年 3月 17日	平成12・01・24 資第1号
37	平成12年 6月 26日	平成12・06・12 資第7号
38	平成13年 1月 5日	平成12・08・31 資第13号
39	平成13年 2月 23日	平成13・02・15 原第15号
40	平成13年 3月 30日	平成13・03・23 原第22号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
41	平成 13 年 6 月 28 日	平成 13・05・31 原第 29 号
42	平成 13 年 12 月 3 日	平成 13・11・28 原第 1 号
43	平成 15 年 4 月 23 日	平成 15・04・18 原第 15 号
44	平成 15 年 6 月 27 日	平成 15・05・29 原第 15 号
45	平成 15 年 9 月 8 日	平成 15・08・15 原第 1 号
46	平成 16 年 6 月 10 日	平成 15・12・24 原第 34 号
47	平成 16 年 6 月 24 日	平成 16・06・22 原第 14 号
48	平成 17 年 3 月 25 日	平成 17・03・03 原第 11 号
49	平成 17 年 8 月 25 日	平成 17・08・11 原第 5 号
50	平成 17 年 11 月 29 日	平成 17・11・15 原第 4 号
51	平成 18 年 2 月 2 日	平成 17・12・26 原第 3 号
52	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・06・20 原第 18 号
53	平成 18 年 9 月 8 日	平成 18・08・29 原第 19 号
54	平成 19 年 9 月 7 日	平成 19・08・06 原第 6 号
55	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・12・07 原第 12 号
56	平成 20 年 9 月 1 日	平成 20・08・07 原第 31 号
57	平成 20 年 12 月 24 日	平成 20・12・12 原第 6 号
58	平成 21 年 3 月 30 日	平成 21・02・27 原第 4 号
59	平成 21 年 6 月 29 日	平成 21・06・16 原第 3 号
60	平成 22 年 3 月 8 日	平成 22・01・29 原第 21 号
61	平成 24 年 6 月 21 日	平成 24・05・25 原第 9 号
62	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 121226004 号
63	平成 25 年 6 月 28 日	原管廃収第 130318002 号
64	平成 26 年 1 月 23 日	原管廃発第 1401221 号
65	平成 26 年 6 月 24 日	原規規発第 1406245 号
66	平成 26 年 7 月 23 日	原規規発第 1407231 号
67	平成 28 年 3 月 31 日	原規規発第 16033110 号
68	平成 28 年 12 月 7 日	原規規発第 1612072 号
69	平成 30 年 6 月 7 日	原規規発第 1806071 号
70	令和元年 6 月 11 日	原規規発第 1906112 号
71	令和元年 9 月 24 日	原規規発第 1909246 号
72	令和 2 年 9 月 17 日	原規規発第 20091711 号

以 上

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(委員会の審議事項)</p> <p>第8条 (中略)</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>ロ. 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ハ. 廃止措置の工事管理に関する事項</p> <p>ニ. 廃止措置対象施設の巡視に関する事項</p> <p>ホ. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>ヘ. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p><u>(2) 工事計画書(第12条(工事の計画及び実施))に関する事項</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 (中略)</p> <p>(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正 (中略)</p> <p>(5) 施設管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 保安教育実施計画の策定(第52条(所員への保安教育))に関する事項</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (以下略)</p>	<p>(委員会の審議事項)</p> <p>第8条 (中略)</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>ロ. 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ハ. 廃止措置の工事管理に関する事項</p> <p>ニ. 廃止措置対象施設の巡視に関する事項</p> <p>ホ. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>ヘ. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (削除)</p> <p>(2) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 (中略)</p> <p>(3) 放射線管理に関する手順の制定及び改正 (中略)</p> <p>(4) 施設管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(5) 改造の実施に関する事項</p> <p>(6) 保安教育実施計画の策定(第52条(所員への保安教育))に関する事項</p> <p>(7) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (以下略)</p>	<p>廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更(第12条の変更に伴うもの)</p> <p>記載の適正化(号番号の繰上げ)</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p><u>(原子炉領域の解体の禁止)</u></p> <p><u>第 1 1 条</u> 所長は、<u>廃止措置計画の廃止措置工程に記載のある安全貯蔵期間中に、安全貯蔵対象範囲（安全貯蔵措置を施した領域）を解体してはならない。</u></p> <p><u>なお、炉内サンプル調査は解体には該当しない。</u></p> <p><u>(工事の計画及び実施)</u></p> <p><u>第 1 2 条</u> 廃止措置室長は、<u>廃止措置計画に基づき、表 1 2 に示す工事件名毎に、次の各号を記載した工事計画書を作成し、工事の具体的な計画と安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>工事件名</u></p> <p>(2) <u>工事場所（対象施設の範囲）</u></p> <p>(3) <u>工事期間（着手・完了目標）</u></p> <p>(4) <u>工事内容</u></p> <p>(5) <u>工事方法</u></p> <p>(6) <u>工事工程表</u></p> <p>(7) <u>工事体制</u></p> <p>(8) <u>放射線管理及び安全確保対策</u></p> <p> <u>イ. 拡散防止対策</u></p> <p> <u>ロ. 被ばく低減対策</u></p> <p> <u>ハ. 事故防止対策</u></p> <p>(9) <u>放射性廃棄物管理</u></p>	<p><u>第 1 1 条</u> <u>削除</u></p> <p><u>(工事の計画及び実施)</u></p> <p><u>第 1 2 条</u> <u>廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事*¹を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</u></p> <p>(1) <u>工事計画</u></p> <p>(2) <u>設計管理</u></p> <p>(3) <u>調達管理</u></p> <p>(4) <u>工事管理</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、東海第二発電所の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。</u></p>	<p>原子炉領域の解体の禁止の条文削除（廃止措置計画で定めた工程により担保）</p> <p>廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更（具体的事項は下部規程に基づく手続きに変更）</p> <p>廃止措置工事が東海第二発電所に影響を及ぼさないことの確認</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項に関し、工事件名ごとに各工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、具体的な工事計画及び安全確保に係る事項について検討し、関係マネージャーとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。また、工事において導入する解体撤去物等搬出装置などは、<u>前項の工事計画書に仕様等を記載するとともに、当該装置は関連する指針等に基づき設計する。</u></p> <p>3. <u>廃止措置室長は、表12に示す工事件名を、必要に応じて分割することができる。分割する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策及び線量評価に影響のないことを確認する。</u></p> <p>4. <u>廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書に基づき、工事を実施する。</u></p> <p>5. <u>廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施中に、第1項(8)の対策に支障が生じた場合は工事を中断し、廃止措置室長に報告する。</u></p> <p>6. <u>廃止措置工事グループマネージャーは、前項で工事を中断した場合は、第1項(8)を復旧するか又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認し、廃止措置室長の承認を得た上で、工事を再開する。ただし、代替措置を講ずる場合は、廃止措置主任者の承認を得た上で、工事を再開する。</u></p> <p>7. <u>廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書のうち工事内容、工事場所等を1年に1回各マネージャーに周知する。また、工事計画書を作成及び変更したときも同様とする。</u></p>	<p>3. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項に関し、工事件名ごとに各工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、具体的な工事計画及び安全確保に係る事項について検討し、関係マネージャーとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。また、工事において導入する解体撤去物等搬出装置などは、<u>工事計画に仕様等を記載するとともに、当該装置は関連する指針等に基づき設計する。</u></p> <p>4. <u>廃止措置工事グループマネージャーは、工事の結果について記録する。</u> <u>※1：本条において工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査、及びその他所長が必要と判断する解体撤去工事をいう。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更(具体的事項は下部規程に基づく手続きに変更)</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考															
<p>表 1 2</p> <table border="1" data-bbox="116 217 913 960"> <thead> <tr> <th data-bbox="116 217 913 264">工事件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="116 264 913 312">1. <u>燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 312 913 360">2. <u>燃料取替機等解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 360 913 408">3. <u>熱交換器等解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 408 913 456">4. <u>解体撤去物等搬出準備工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 456 913 504">5. <u>原子炉領域解体準備工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 504 913 552">6. <u>原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 552 913 600">7. <u>各建屋附帯設備等解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 600 913 647">8. <u>炉内挿入物取出撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 647 913 695">9. <u>原子炉本体等解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 695 913 743">10. <u>生体遮へい体解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 743 913 791">11. <u>原子炉建屋換気設備解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 791 913 839">12. <u>放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 839 913 887">13. <u>管理区域解除工事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 887 913 935">14. <u>建屋解体撤去工事</u></td> </tr> </tbody> </table>	工事件名	1. <u>燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事</u>	2. <u>燃料取替機等解体撤去工事</u>	3. <u>熱交換器等解体撤去工事</u>	4. <u>解体撤去物等搬出準備工事</u>	5. <u>原子炉領域解体準備工事</u>	6. <u>原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事</u>	7. <u>各建屋附帯設備等解体撤去工事</u>	8. <u>炉内挿入物取出撤去工事</u>	9. <u>原子炉本体等解体撤去工事</u>	10. <u>生体遮へい体解体撤去工事</u>	11. <u>原子炉建屋換気設備解体撤去工事</u>	12. <u>放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事</u>	13. <u>管理区域解除工事</u>	14. <u>建屋解体撤去工事</u>	<p>(削除)</p>	<p>廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更(具体的事項は下部規程に基づく手続きに変更)</p>
工事件名																	
1. <u>燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事</u>																	
2. <u>燃料取替機等解体撤去工事</u>																	
3. <u>熱交換器等解体撤去工事</u>																	
4. <u>解体撤去物等搬出準備工事</u>																	
5. <u>原子炉領域解体準備工事</u>																	
6. <u>原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事</u>																	
7. <u>各建屋附帯設備等解体撤去工事</u>																	
8. <u>炉内挿入物取出撤去工事</u>																	
9. <u>原子炉本体等解体撤去工事</u>																	
10. <u>生体遮へい体解体撤去工事</u>																	
11. <u>原子炉建屋換気設備解体撤去工事</u>																	
12. <u>放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事</u>																	
13. <u>管理区域解除工事</u>																	
14. <u>建屋解体撤去工事</u>																	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(安全貯蔵措置)</p> <p><u>第13条 廃止措置室長は、次の各号を記載した安全貯蔵措置管理要領を作成し、安全貯蔵措置の安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。</u></p> <p><u>(1) 安全貯蔵範囲</u></p> <p><u>(2) 隔離対象弁、供給電源及び施設管理等の措置</u></p> <p><u>(3) 完了要件</u></p> <p><u>(4) 隔離状況の確認方法</u></p> <p><u>(5) 隔離解除の条件、方法</u></p> <p><u>2. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項に関し、廃止措置計画との整合性、隔離措置の妥当性、禁止事項の妥当性及び表12に示す工事による影響について関係マネージャーとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。</u></p> <p><u>3. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項の安全貯蔵措置管理要領に基づき、安全貯蔵措置を実施する。</u></p> <p><u>4. 廃止措置管理グループマネージャーは、第3項の措置が完了した場合は、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。</u></p> <p><u>5. 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵措置後の隔離状況を、1週間に1回（月曜日を始期とする1週間に1回をいう。以下本章において同じ。）確認する。</u></p> <p><u>6. 廃止措置管理グループマネージャーは、炉内サンプル調査により一時的に隔離を解除する場合、及び一時的な解除を復旧した場合は、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(安全貯蔵措置)</p> <p><u>第13条 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵^{※1}の対象範囲及び期間を定める。</u></p> <p><u>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>安全貯蔵措置の変更（具体的事項は下部規程に基づく手続きに変更）</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第21条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) 第12条(工事の計画及び実施)第1項の工事(以下本条において「工事」という。)に伴って発生した放射性固体廃棄物(再生廃液、機器ドレン等の雑廃液及び原子炉内で照射された機器等は除く。)は、廃止措置工事グループマネージャーがドラム缶等の容器に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫(東海第二発電所との共用設備。以下「貯蔵庫」という。)に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができるが、固型化を行ってはならない。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備(東海第二発電所との共用設備。以下同じ。)で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(2) 再生廃液、機器ドレン等の雑廃液は、<u>廃止措置管理グループマネージャーが蒸発固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</u></p> <p>なお、固型化された雑廃液については、廃止措置管理グループマネージャーがセメント混練固化装置(東海第二発電所との共用設備。以下同じ。)でドラム缶に固化(セメントを用いて固型化)し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等は、放射線・化学管理グループマネージャーが表21に示す貯蔵施設に保管する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第21条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) 第12条(工事の計画及び実施)第1項の工事(以下本条において「工事」という。)に伴って発生した放射性固体廃棄物(再生廃液、機器ドレン等の雑廃液及び原子炉内で照射された機器等は除く。)は、廃止措置工事グループマネージャーがドラム缶等の容器に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫(東海第二発電所との共用設備。以下「貯蔵庫」という。)に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができるが、固型化を行ってはならない。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備(東海第二発電所との共用設備。以下同じ。)で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(2) <u>蒸発固化装置でドラム缶等の容器に固型化した再生廃液、機器ドレン等の雑廃液は、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</u></p> <p>なお、固型化された雑廃液については、廃止措置管理グループマネージャーがセメント混練固化装置(東海第二発電所との共用設備。以下同じ。)でドラム缶に固化(セメントを用いて固型化)し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等は、放射線・化学管理グループマネージャーが表21に示す貯蔵施設に保管する。</p>	<p>廃止措置計画で定める性能維持施設の削除(廃止措置の進捗に伴い、恒久停止となる設備の削除)</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>ただし、封入又は遮蔽等の措置が行われたものは、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>なお、黒鉛スリーブ貯蔵庫に保管している機器等については、廃止措置管理グループマネージャーが雑固体廃棄物として取出し、容器に封入した上で、雑固体減容処理設備（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）で熔融・焼却することができる。また、熔融・焼却するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(4) 使用済樹脂及び使用済砂は、廃止措置管理グループマネージャーがスラッジ貯蔵タンクに保管する。</p> <p>また、スラッジ貯蔵タンクに保管している使用済樹脂及び使用済砂については、廃止措置管理グループマネージャーが取出し、セメント混練固化装置でドラム缶に固化（セメントを用いて固型化）し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、固型化するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がり防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫、貯蔵庫、<u>サイトバンカ</u>（イ）Bバンカ若しくは<u>サイトバンカ</u>（ロ）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(中略)</p>	<p>ただし、封入又は遮蔽等の措置が行われたものは、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>なお、黒鉛スリーブ貯蔵庫に保管している機器等については、廃止措置管理グループマネージャーが雑固体廃棄物として取出し、容器に封入した上で、雑固体減容処理設備（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）で熔融・焼却することができる。また、熔融・焼却するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(4) 使用済樹脂及び使用済砂は、廃止措置管理グループマネージャーがスラッジ貯蔵タンクに保管する。</p> <p>また、スラッジ貯蔵タンクに保管している使用済樹脂及び使用済砂については、廃止措置管理グループマネージャーが取出し、セメント混練固化装置でドラム缶に固化（セメントを用いて固型化）し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、固型化するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がり防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫、貯蔵庫又は<u>サイトバンカ</u>（イ）Bバンカに保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(中略)</p>	<p>廃止措置計画で定める性能維持施設の削除（廃止措置の進捗に伴い、恒久停止となる設備の削除）</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. 廃止措置管理グループマネージャー及び放射線・化学管理グループマネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1)放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアにおける放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 廃止措置管理グループマネージャーは、スラッジ貯蔵タンクにおける使用済樹脂及び使用済砂の保管状況を1週間に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカ (イ) Bバンカ及びサイトバンカ (ロ) における放射性固体廃棄物並びに表21に示す貯蔵施設における原子炉内で照射された機器等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫、搬出作業エリア及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>5. 廃止措置管理グループマネージャー及び放射線・化学管理グループマネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1)放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアにおける放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 廃止措置管理グループマネージャーは、スラッジ貯蔵タンクにおける使用済樹脂及び使用済砂の保管状況を1週間に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカ (イ) Bバンカにおける放射性固体廃棄物及び表21に示す貯蔵施設における原子炉内で照射された機器等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫、搬出作業エリア及びサイトバンカ (イ) A, Bバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>廃止措置計画で定める性能維持施設の削除（廃止措置の進捗に伴い、恒久停止となる設備の削除）</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等)</p> <p>第21条の2 廃止措置室長は、<u>次の各号に示す放射能濃度確認対象物及び放射能濃度について原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく確認</u>（以下「放射能濃度の確認」という。）を受けた物の取扱いに関する業務を統一的に管理する。</p> <p>(1) <u>放射能濃度確認対象物について、原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価</u></p> <p>(2) 放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の確認を受けるときの対応</p> <p>(3) 放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の保管管理</p> <p>2. 廃止措置室長は、放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の取扱いに関する業務を、これらの業務に必要な知識及び技術を習得した者に行わせる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等)</p> <p>第21条の2 廃止措置室長は、<u>原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく確認</u>（以下「放射能濃度の確認」という。）を受けた物の取扱いに関する業務を統一的に管理する。</p> <p>(1)放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価</p> <p>(2)放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の確認を受けるときの対応</p> <p>(3)放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の保管管理</p> <p>2. 廃止措置室長は、放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の取扱いに関する業務を、これらの業務に必要な知識及び技術を習得した者に行わせる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化 （関連法令の記載箇所修正）</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

変更前

(放射性気体廃棄物の管理)

第23条 廃止措置管理グループマネージャーは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表23-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

(中略)

表23-1

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	測定下限濃度	放出管理担当マネージャー
放射性気体廃棄物	排気筒	粒子状物質濃度	排気筒粒子モニタ又は試料放射能測定装置	毎日1回(換気系運転時)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度*1	廃止措置管理グループマネージャー
	使用済燃料冷却池建屋換気系出口	粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回(換気系運転時)	発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針第1表に示す濃度	
	フラスコ装荷室換気系出口					
	黒鉛スリーブ貯蔵庫(C-2)及び燃料スプリッタ(H-3)換気系出口					
	サイトバンカ(イ)A、Bバンカ換気系出口					
	サイトバンカ(ロ)換気系出口					
	固化処理建屋換気系出口					
	メンテナンスシャフト室換気系出口					
	放射性廃液処理建屋1階[東側]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋1階[西側]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気系出口					
	燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1、H-2)換気系出口					
	固化処理建屋槽類換気系出口					
	ホットワークショップ建屋換気系出口					
	サービス建屋2階換気系出口					
	放射性廃液処理建屋蒸発器室換気系出口					

※1 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示別表第1に示す濃度

(以下略)

変更後

(放射性気体廃棄物の管理)

第23条 廃止措置管理グループマネージャーは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表23-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

(中略)

表23-1

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	測定下限濃度	放出管理担当マネージャー
放射性気体廃棄物	排気筒	粒子状物質濃度	排気筒粒子モニタ又は試料放射能測定装置	毎日1回(換気系運転時)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度*1	廃止措置管理グループマネージャー
	使用済燃料冷却池建屋換気系出口	粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回(換気系運転時)	発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針第1表に示す濃度	
	フラスコ装荷室換気系出口					
	黒鉛スリーブ貯蔵庫(C-2)及び燃料スプリッタ(H-3)換気系出口					
	サイトバンカ(イ)A、Bバンカ換気系出口					
	固化処理建屋換気系出口					
	放射性廃液処理建屋1階[東側]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋1階[西側]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気系出口					
	放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気系出口					
	燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1、H-2)換気系出口					
	ホットワークショップ建屋換気系出口					
	サービス建屋2階換気系出口					
	放射性廃液処理建屋蒸発器室換気系出口					

※1 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示別表第1に示す濃度

(以下略)

備考

廃止措置計画で定める性能維持施設の削除(廃止措置の進捗に伴い、恒久停止となる設備の削除)

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第40条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>1 1. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1)設計要件(第4条(品質マネジメントシステム計画)7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第40条の2の設計管理で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2)施設構成情報(第4条(品質マネジメントシステム計画)4.2.1に示す文書のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものか」示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3)物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p> <p>1 2. 記録の採取及び保存</p> <p>1 2. 1 保全の結果の記録</p> <p><u>組織は、保全の結果の記録として、次の事項を定め、記録し保存する。</u></p> <p><u>また、組織は6.(保全の実施)に定める記録の採取を行う。</u></p> <p><u>(1) 実施年月日、実施者</u></p> <p><u>(2) 機器、設備が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事項</u></p> <p><u>(3) 定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価するために必要な事項</u></p> <p><u>(4) その他必要事項</u></p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第40条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>1 1. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1)設計要件(第4条(品質マネジメントシステム計画)7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第40条の2の設計管理で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2)施設構成情報(第4条(品質マネジメントシステム計画)4.2.1に示す文書のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものか」示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3)物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p> <p>(以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>施設管理計画に関する記録の採取及び保存の変更(他の条項で担保されているため削除)</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p><u>1 2. 2 保全の結果の確認・評価の記録</u></p> <p><u>組織は、保全の結果の確認・評価の記録として、次の事項を記録し保存する。</u></p> <p><u>(1) 確認・評価年月日, 評価者</u></p> <p><u>(2) 機器, 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価した結果並びにその根拠</u></p> <p><u>(3) 定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠</u></p> <p><u>(4) 承認者</u></p> <p><u>(5) その他必要事項</u></p>	(削除)	施設管理計画に関する記録の採取及び保存の変更(他の条項で担保されているため削除)
<p><u>1 2. 3 是正処置の記録</u></p> <p><u>組織は、是正処置に関する記録として、次の事項を定め記録し保存する。</u></p> <p><u>(1) 不適合発生状況(発生時の状況, 日時)</u></p> <p><u>(2) 是正処置年月日, 是正処置者</u></p> <p><u>(3) 実施した是正処置の内容</u></p> <p><u>(4) 承認者</u></p> <p><u>(5) その他必要事項</u></p>	(削除)	
<p><u>1 2. 4 保全の有効性評価の記録</u></p> <p><u>組織は、実施した評価について、次の事項を記録し、保存する。</u></p> <p><u>(1) 評価年月日, 評価者</u></p> <p><u>(2) 保全の妥当性について評価した結果及びその根拠</u></p> <p><u>(3) 保全を改善した内容</u></p> <p><u>(4) 承認者</u></p> <p><u>(5) その他必要事項</u></p> <p>(以下略)</p>	(削除)	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(応急措置)</p> <p>第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>(1) 退避誘導及び構内入構制限</p> <p>(2) 放射性物質影響範囲の推定</p> <p>(3) 消火活動</p> <p>(4) 緊急時医療</p> <p>(5) 汚染拡大の防止</p> <p>(6) 線量評価</p> <p>(7) 応急復旧</p> <p>(8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p> <p>(以下略)</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>(1) 退避誘導及び構内入構制限</p> <p>(2) 放射性物質影響範囲の推定</p> <p>(3) 消火活動</p> <p>(4) 緊急時医療</p> <p><u>(5) 二次災害防止に関する措置</u></p> <p>(6) 汚染拡大の防止</p> <p>(7) 線量評価</p> <p>(8) 応急復旧</p> <p>(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化 (運用事項の反映)</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 5 2 - 1

所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}			
大分類	中分類 (実用炉規則第9条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	廃止措置室員 (事務系所員を除く)	廃止措置室以外の 技術系所員	事務系所員	
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと 原子炉施設の構造、性能に関する こと 非常の場合に講ずべき処置に関する こと	原子炉等規制法並びに関係 法令及び保安規定の遵守 設備概要、主要系統の機能 原子炉のしくみ及び廃止措置の概要	原子炉等規制法に関連する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	
			主要機器の構造に関する こと 主要系統の機能・性能に関する こと		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
			非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
放射線業務従事者教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと 原子炉施設の構造、性能に関する こと 放射線管理に関する こと 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと 非常の場合に講ずべき処置に関する こと	保安規定並びに関係法令 及び保安規定の遵守	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係 条項	管理区域内において、核燃料物質又は 使用済燃料によって汚染された 物を取り扱う業務に就かせる時	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に 関 する こと					
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの 方 法 管理区域への立入り及び退去の手順					
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監 視 の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響					
			核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状 並 び に 運 搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序					
異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	保安規定並びに関係法令 及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に 関 する 規 則 の 概 要 並 び に 関 係 法 令 及 び 保 安 規 定 の 遵 守 に 関 す る こ と 保 安 に 関 す る 各 組 織 及 び 各 職 務 の 具 体 的 役割と確認すべき記録	1回/3年毎 以上	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	
			安全貯蔵措置に関する こと 監視に関する こと 異常時の対応に関する こと 工事の計画及び実施に関する こと	1回/3年毎 以上	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (0.5時間以上)	×	
	廃止措置管理に関する こと (廃止措置計画含む。)	廃止措置管理	廃止措置計画に関する こと 第12条の工事の実施状況に関する こと (区域管理、線量当量率等の 測 定、物品移動の管理を含む。)	1回/3年毎 以上 ^{※4}	◎ (1.0時間以上)	×	○ (0.5時間以上)	×
			施設管理に関する こと	施設管理	施設管理計画に関する こと	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (0.5時間以上)	×
	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理、区域管理に関する こ と 線量限度等、被ばく管理に関する こ と 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する こ と 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する こ と 協力企業の放射線防護に関する こ と	1回/3年毎 以上	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	×	
			核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こ と	放射線業務管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する こ と	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (1.0時間以上)	×
			非常の場合に講ずべき処置に関する こ と		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する こ と	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3：3年間で18時間以上とは、一連の教育の時間である。
 ※4：廃止措置計画を変更した時は、変更内容について教育を行う。
 ◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

変更前

表 5 2 - 1

所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}			
大分類	中分類 (実用炉規則第9条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	廃止措置室員 (事務系所員を除く)	廃止措置室以外の 技術系所員	事務系所員	
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと 原子炉施設の構造、性能に関する こと 非常の場合に講ずべき処置に関する こと	原子炉等規制法並びに関係 法令及び保安規定の遵守 設備概要、主要系統の機能 原子炉のしくみ及び廃止措置の概要	原子炉等規制法に関連する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する こ と	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	
			主要機器の構造に関する こ と 主要系統の機能・性能に関する こ と		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
			非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
放射線業務従事者教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと 原子炉施設の構造、性能に関する こと 放射線管理に関する こと 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと 非常の場合に講ずべき処置に関する こと	保安規定並びに関係法令 及び保安規定の遵守	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係 条 項	管理区域内において、核燃料物質又は 使用済燃料によって汚染された 物を取り扱う業務に就かせる時	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に 関 する こ と					
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの 方 法 管理区域への立入り及び退去の手順					
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監 視 の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響					
			核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状 並 び に 運 搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序					
異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関する こ と	保安規定並びに関係法令 及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に 関 する 規 則 の 概 要 並 び に 関 係 法 令 及 び 保 安 規 定 の 遵 守 に 関 す る こ と 保 安 に 関 す る 各 組 織 及 び 各 職 務 の 具 体 的 役割と確認すべき記録	1回/3年毎 以上	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	
			安全貯蔵措置に関する こ と 監視に関する こ と 異常時の対応に関する こ と 工事の計画及び実施に関する こ と	1回/3年毎 以上	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (0.5時間以上)	×	
	廃止措置管理に関する こ と (廃止措置計画含む。)	廃止措置管理	廃止措置計画に関する こ と 第12条の工事の実施状況に関する こ と (区域管理、線量当量率等の 測 定、物品移動の管理を含む。)	1回/3年毎 以上 ^{※4}	◎ (1.0時間以上)	×	○ (0.5時間以上)	×
			施設管理に関する こ と	施設管理	施設管理計画に関する こ と	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (0.5時間以上)	×
	放射線管理に関する こ と	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理、区域管理に関する こ と 線量限度等、被ばく管理に関する こ と 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する こ と 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する こ と 協力企業の放射線防護に関する こ と	1回/3年毎 以上	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	×	
			核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こ と	放射線業務管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する こ と	◎ 3年間で18時間以上 ^{※3}	○ (1.0時間以上)	×
			非常の場合に講ずべき処置に関する こ と		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する こ と	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3：3年間で18時間以上とは、一連の教育の時間である。
 ※4：廃止措置計画を変更した時は、変更内容について教育を行う。
 ◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

変更後

廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更（第12条の変更に伴うもの）

備考

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>附 則 (2. 〇. 〇)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p> <p><u>(適用日)</u></p> <p>第 2 条 第 12 条 (工事の計画及び実施) 第 2 項については、<u>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 (平成 26 年 5 月 20 日付総室発第 32 号) の施行日から適用する。</u></p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。